

富士信用金庫では、平成23年3月11日に発生した「東北関東大震災」により事業活動に支障が生じているお客様への資金提供を目的として緊急対策資金の取扱いを開始します。

名 称	「ふじしん東北関東大震災緊急対策資金」
取 扱 期 間	平成23年3月15日 ～ 平成23年9月30日
融 資 対 象 者	<p>東北関東大震災の発生により以下のいずれかの影響を受けた中小企業者のお客様</p> <p>(1) 計画停電による影響により、 ・ 操業時間が20%以上短縮し、かつ1ヶ月間の売上高が前年同月比で10%以上減少しているお客様。</p> <p>[対象業種] 製造業、運送業 [必要資料] 操業時間が減少したと確認出来る資料 売上高が減少したことが確認出来る資料</p> <p>(2) 取引先等の罹災による影響により、 ・ 1ヶ月間の売上高が前年同月比で10%以上減少しているお客様。 ・ 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期比で3%以上減少しているお客様。</p> <p>[対象業種] 製造業、運送業、卸売業、小売業、建設業(住宅関連) [必要資料] 罹災した取引先を証明する資料、売上高が減少したことが確認出来る資料</p> <p>(3) 震災による物価上昇の影響により、 ・ 1ヶ月間の仕入調達コストが年同月比で15%以上増加しているお客様。 ・ 最近3ヶ月間の平均仕入調達コストが前年同期比で3%以上増加しているお客様。</p> <p>[対象業種] 製造業、運送業、卸売業、小売業、建設業(住宅関連) [必要資料] 仕入調達コストが増加したことが確認出来る資料</p> <p>(4) 震災による影響により、 ・ その事業に係る設備関係(建物関連、機械)に不具合が生じているお客様。</p> <p>[対象業種] 製造業、運送業、卸売業、小売業、建設業(住宅関連) [必要資料] その修繕や買い替えのための見積書、不具合を生じた設備関係の写真</p>
資 金 使 途	震災の発生に起因した突発的な影響により事業活動に支障を生じている中小企業者のお客様の経営の安定に必要な運転資金・設備資金
融 資 形 式	証書貸付
融 資 金 額	30,000千円 以内
融 資 期 間	5年以内(1年以内の据置期間を認める)
返 済 方 法	『元金均等割賦償還』または『元利均等割賦償還』
融 資 利 率	1.00%(固定金利)
保 証 人	当金庫規程の定めるところによります
担 保	原則、無担保とします
そ の 他	本件についてのご相談・ご質問は、お取引のある店舗までお問い合わせください。 また、審査の結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご承知置き下さい。

